

議案第18号

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって<u>重度心身障がい者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、<u>重度心身障がい者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象</p> |

者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者

イ～オ (略)

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者(次に掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者

者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 他の市町村(特別区含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ～オ (略)

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者(次に掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者

(ウ) (略)

(エ) 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) ～ (6) (略)

(7) 埼玉県から児童福祉法第24

(ウ) (略)

(エ) 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき、又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) ～ (6) (略)

(7) 埼玉県から児童福祉法第24

条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者に限る。）

ア（略）

イ 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者

ウ（略）

エ 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9)（略）

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11)（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(4)（略）

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者に係る医療の

条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者に限る。）

ア（略）

イ 対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市にあつた者

ウ（略）

エ 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき、又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の所在地が本市にある者

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者である者

(9)（略）

(10)（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1)～(4)（略）

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者に係る医療の

一部負担金（第2条第1項第3号に該当する者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）及び入院時食事療養標準負担額（対象者のうち満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第8条第2項において同じ。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の対象としない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成金の支給を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請に基づき、対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請に対して、対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（支給金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき又は他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

一部負担金（第2条第1項第3号に該当する者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）及び入院時食事療養標準負担額（対象者のうち満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第8条第2項において同じ。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については助成金の対象としない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（支給金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明